

再 苦 情 申 立 書

2024 年 12 月 27 日

大阪府知事 様

三井住友海上火災保険株式会社

1 再苦情申立者の住所氏名

住所 東京都千代田区神田駿河台 3 丁目 9 番地
電話番号 03-3259-3111 (代表)
商号又は名称 三井住友海上火災保険株式会社
代表者指名 代表取締役 船曳 真一郎

2 再苦情申立ての対象となる入札参加停止等

入札参加停止等措置日 2024 年 11 月 11 日
文書番号 契総第 3 5 2 2 号

3 再苦情申立ての趣旨及び理由

(1) 再苦情申立ての趣旨

入札参加停止の措置期間を令和 6 年 1 1 月 1 1 日から令和 7 年 2 月 1 0 日まで (3 月) へと短縮するとの措置を求めます。

(2) 再苦情申立ての理由

以下の各事情から、「独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用されている」(大阪府入札参加停止要綱 (以下「本要綱」といいます。) 第 6 条第 9 項) または「入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由がある」(同条第 4 項) ものとして、入札参加停止の措置期間の貴職が定めた期間の 2 分の 1 である令和 6 年 1 1 月 1 1 日から令和 7 年 2 月 1 0 日まで (3 月) へと短縮するよう取り扱っていただきたく、本申立てのとおり上申いたします。

ア 事実関係

(ア) 貴職からの令和 6 年 1 1 月 1 1 日付け「入札参加停止について (通知)」の「2 措置理由」において「(株) J E R A を保険契約者とする損害保険契約ほか 8 件の契約において」と記載されています。この記載のとおり、入札停止措置の理由は、複数 (9 事案) の独占禁止法違反の事件を対象とするものです。そこで、以下では、この 9 事案及びその中でも特に課徴金減免申請を実施できなかった本事案 (以下「本事案」といいます。) について、必要な限度で記載します。

(イ) 弊社は、弊社が名宛人となった 9 事案の各排除措置命令及び課徴金納付命令において、本事案を除き、いずれも課徴金減免申請を実施しております (公正取引委員会の 2 0 2 4 年 1 0 月 3 1 日付け公表の「損害保険会社らに対する排除措置

命令及び課徴金納付命令等について」の別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5、別紙6、別紙7及び別紙9)。加えて、公正取引委員会の調査について、いずれの事案においても全面的に協力しておりました。

- (ウ) 本事案につきましても、外部弁護士とともに弊社内調査を実施したところ、その結果を踏まえて総合的に考慮した結果、課徴金減免申請を実施し得ないと判断したものです。決して調査協力を行っていないものではありません。

上記判断理由の1つとして、実務上、不当な取引制限に該当する事実があったとしても、課徴金算定の基礎となる売上額が存在しない、または、課徴金納付を命じられない百万円以下の課徴金額となることが明らかな場合には、減免の対象となる課徴金納付命令が発せられず、同制度を申請・利用する実益がないことから、課徴金減免申請を行わない事例が多いことも踏まえたためです。

- (エ) 上記事情から課徴金減免申請を実施するに至りませんでした。当然ながら弊社として公正取引委員会による本事案の調査に対しましても、課徴金減免申請を実施した他の事案と同様に、真摯に調査協力しております。立入検査を受けた日にも、弊社のプレスリリースで、公正取引委員会の調査に全面的に協力する旨を公表しております(2023年12月19日付け弊社公表「公正取引委員会による立入検査について」)。

イ 本要綱第6条第9項の適用があると考ええる理由

- (ア) 本要綱第6条第9項本文には以下のとおり定められています。

「9 知事は、別表第八号に該当する入札参加停止業者について、公正取引委員会の公表(中略)により、独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたときは、別表第八号に定める期間の1/2の期間に短縮する。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。」

- (イ) 公正取引委員会の公表のとおり、弊社は、本事案を除く8事案について、いずれも課徴金減免申請を実施しております(上記ア(イ))。

したがって、本件は「公正取引委員会の公表(中略)により、独占禁止法の規定に基づく課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき」に当たりますので、文理解釈からいたしますと、本要綱第6条第9項を適用の上で、入札参加停止期間の1/2へと短縮されるものと考えております。

- (ウ) 貴職からの令和6年11月28日付け「入札参加停止期間の短縮の申出について(通知)」によれば、本事案について課徴金減免申請を行っていないことを理由として、弊社に対し同項の適用がなく、入札停止期間の短縮が認められないとのことでした。しかし、本要綱第6条第9項の文言及び制度趣旨からすれば、複数の独占禁止法違反事案がある場合に、全事案について課徴金減免申請を行う必要までは認められないと考えられ本要綱第6条第9項を適用することが

同項の趣旨に合致するものと考えます。

同項は、公正取引委員会に課徴金減免申請を行うことで、当該事業者が公正取引委員会による事案の解明に自発的に協力しており、それによって独占禁止法上も課徴金の減免が認められることにも鑑みて、独占禁止法違反事実を理由とする入札措置期間を短縮することで、独占禁止法違反事業者について、独占禁止法上の課徴金減免と連動した恩恵を与えるという趣旨であると解されます。ここで、複数の独占禁止法違反事案がある場合に、その中で一つでも課徴金減免申請を行っていない事案があることを理由として同項の適用がないとすると、課徴金減免申請を行った他の事案につき、課徴金減免申請を行い同項の趣旨が妥当しているにもかかわらず、入札停止措置の期間が短縮されないこととなってしまいます。

なお、上記ア(ウ)のとおり、本事案について課徴金減免申請を実施するに至らなかったのは、外部弁護士とともに弊社内調査を実施したところ、その結果を踏まえて総合的に考慮した結果です。上記ア(エ)のとおり、本事案の調査に対しましても、他の課徴金減免申請を実施した他の事案と同様に、真摯に調査協力をしております。そうすると、単に調査協力をしたくないが故に減免申請をしなかったケースとは異なります。本申立てをご考慮いただく際には、このことも何卒ご勘案頂ければと存じます。

(エ) 現に、上記アに記載の事情を踏まえ、他の地方公共団体の事案において、入札参加停止期間が減じられていることが確認されています。

(オ) 上記のとおり、弊社が、このたび各排除措置命令及び課徴金納付命令の対象となった9事案のうち、本事案を除く8事案につき課徴金減免申請を実施していること、本事案においても調査協力を行っていた事実及び他の地方公共団体において入札参加停止期間が減じられていることなどを総合的に考慮すれば、一件のみ課徴金減免申請を実施するに至らなかったとしても、本要綱第6条第9項を適用され、入札参加停止の措置の期間を2分の1に短縮する判断がされるべきと考え、上申いたします。

ウ 本要綱第6条第4項の適用があると考える理由

(ア) 本要綱第6条第4項には、「知事は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止期間を当該短期の1/2（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2）まで短縮することがある。」と定めています。

(イ) 上記のとおり、弊社が、このたび各排除措置命令及び課徴金納付命令の対象となった9事案のうち、本事案を除く8事案につき課徴金減免申請を実施していること、本事案においても調査協力を行っていた事実などを総合的に考慮すれば、一件のみ課徴金減免申請を実施するに至らなかったとしても「入札参加資格者に

ついて情状酌量すべき特別の事由がある」といえ、本件においても本要綱第6条4項を適用し、入札参加停止の措置の期間を2分の1に短縮する判断をお願いいたしたく、上申いたします。

4 3の主張の根拠となる事項

- (1) 公正取引委員会の2024年10月31日付け公表の「損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」(別紙含む)
- (2) 2023年12月19日付け弊社公表「公正取引委員会による立入検査について」

以 上

損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について

令和6年10月31日

公正取引委員会

公正取引委員会は、損害保険会社である三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社並びに損害保険代理店である共立株式会社に対し、本日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

損害保険会社らによる違反行為の概要は後記第1の2に記載のとおりであり、各件は、損害保険会社らが、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

また、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、今般、後記第2のとおり、共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について取りまとめた。

さらに、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会（以下「日本損害保険協会」という。）に対し、本日、後記第3のとおり、要請を行った。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令

1 違反事業者並びに排除措置命令及び課徴金納付命令の件数等（排除措置命令及び課徴金納付命令の状況は別表のとおり）

番号	違反事業者 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令
				課徴金納付命令
1	三井住友海上火災保険株式会社 (6010001008795)	東京都千代田区神田 駿河台三丁目9番地	代表取締役 舩曳 真一郎	9件
				5件(8億8514万円)
2	損害保険ジャパン株式会社 (4011101023372)	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	代表取締役 石川 耕治	9件
				6件(6億4798万円)
3	あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社 (3011001027739)	東京都渋谷区恵比寿 一丁目28番1号	代表取締役 新納 啓介	4件
				3件(5億640万円)
4	東京海上日動火災保険株式 会社 (2010001008824)	東京都千代田区大手 町二丁目6番4号	代表取締役 城田 宏明	9件
				1件(3212万円)
5	共立株式会社 (3010001128893)	東京都中央区日本橋 二丁目2番16号	代表取締役 石井 哲	1件
				—

（注1）各違反事業者名については、以下、「三井住友海上」、「損保ジャパン」、「あいおい」、「東京海上」及び「共立」という。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局

第一審査（京成電鉄、警視庁、東京都、後記第2及び第3）

電話 03-3581-4960（直通）

第四審査上席（仙台国際空港及び東急）

電話 03-3581-5487（直通）

第五審査（^{ジェラ}JERA、コスモ石油、^{ジョグメック}JOGMEC及びシャープ）

電話 03-3581-1779（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

2 違反行為の概要

(1) 株式会社 J E R A を保険契約者とする損害保険について（詳細は別紙 1 参照）

三井住友海上、損保ジャパン、あいおい及び東京海上は、共同して、本件財物・利益保険^(注2)について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件財物・利益保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注2)「本件財物・利益保険」とは、株式会社 J E R A が見積り合わせの方法により発注する財物・利益保険のうち、1 回の事故につき保険金の支払限度額を 1 5 0 0 億円とする保険をいう。

(2) コスモ石油株式会社を保険契約者とする損害保険について（詳細は別紙 2 参照）

三井住友海上、損保ジャパン、あいおい及び東京海上は、共同して、本件製油所包括保険^(注3)について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件製油所包括保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注3)「本件製油所包括保険」とは、コスモエネルギーホールディングス株式会社がコスモ石油株式会社の製油所を対象に同社に代わって、見積り合わせの方法により発注する地震保険、並びに見積り合わせと相対交渉を併用する方法により発注する火災保険及び利益保険をいう。

(3) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構を保険契約者とする損害保険について（詳細は別紙 3 参照）

三井住友海上、損保ジャパン、東京海上及び共立は、共同して、本件備蓄基地保険^(注4)について、三井住友海上、損保ジャパン及び東京海上が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件備蓄基地保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注4)「本件備蓄基地保険」とは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「J O G M E C」という。）が一般競争入札の方法により発注する、J O G M E C が管理する国家石油・石油ガス備蓄基地等を対象とする企業財産包括保険、火災通知保険、土木構造物保険及び総合賠償責任保険をいう。

(4) シャープ株式会社を保険契約者とする損害保険について（詳細は別紙 4 参照）

三井住友海上、損保ジャパン及び東京海上は、共同して、本件マリン保険^(注5)について、各社の見積保険料を調整することによって保険料の水準を維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件マリン保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注5)「本件マリン保険」とは、シャープ株式会社（以下「シャープ」という。）を保険契約者とし、保管中又は輸送中のシャープ製品等を補償対象とする損害保険であって、シャープから指名を受けたマーシュジャパン株式会社により「SHARP GLOBAL STP PRO

GRAM」という名称で見積り合わせされるものをいう。

- (5) 京成電鉄株式会社を保険契約者とする損害保険について（詳細は別紙５参照）
三井住友海上、損保ジャパン、あいおい及び東京海上は、共同して、本件グループ包括保険^(注６)について、予定幹事会社を決定し、予定幹事会社が幹事会社を選定されるようにするとともに、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件グループ包括保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注６)「本件グループ包括保険」とは、京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」という。）が「グループ包括保険」の名称により見積り合わせの方法により発注する京成電鉄を保険契約者とする鉄道総合財産保険、鉄道賠償責任保険及び副業総合保険をいう。

- (6) 警視庁が発注する損害保険について（詳細は別紙６参照）
三井住友海上、損保ジャパン及び東京海上は、共同して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

- (7) 東京都が発注する都立病院を対象とする損害保険について（詳細は別紙７参照）
三井住友海上、損保ジャパン及び東京海上は、共同して、東京都発注の病院賠償責任保険^(注７)について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京都発注の病院賠償責任保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注７)「東京都発注の病院賠償責任保険」とは、東京都が希望制指名競争入札の方法により発注する都立病院を対象とする病院賠償責任保険をいう。

- (8) 仙台国際空港株式会社を保険契約者とする損害保険について（詳細は別紙８参照）

三井住友海上、損保ジャパン及び東京海上は、共同して、令和４年更改契約における本件損害保険^(注８)について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げること及び地震特約に係る保険期間を１年とすることを合意することにより、公共の利益に反して、令和４年更改契約における本件損害保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注８)「本件損害保険」とは、企業財産包括保険、土木構造物保険及び空港管理者賠償責任保険をいう。

- (9) 東急株式会社を保険契約者とする損害保険について（詳細は別紙９参照）
三井住友海上、損保ジャパン、あいおい及び東京海上は、共同して、令和５

年更改契約における本件損害保険^(注9)について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げ又は維持することを合意することにより、公共の利益に反して、令和5年更改契約における本件損害保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注9) 「本件損害保険」とは、企業財産包括保険及び企業総合賠償責任保険をいう。

第2 共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について

前記第1の排除措置命令の対象となった独占禁止法違反行為の多くは、共同保険の組成過程において行われていたこと等を踏まえ、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、別添1のとおり、共同保険の組成・利用に関し、損害保険会社、損害保険代理店又は保険契約者において留意すべき独占禁止法上の考え方及び競争政策上の考え方等を取りまとめた。

第3 金融庁及び日本損害保険協会に対する要請

前記第1のとおり、今回、多岐にわたる損害保険で独占禁止法違反行為が行われていたことから、独占禁止法遵守について、金融庁にあっては、損害保険会社等に対し、日本損害保険協会にあっては、会員に対し、それぞれ、周知徹底するよう要請した。

排除措置命令及び課徴金納付命令の状況

(各違反事業者について、上段には排除措置命令の有無を、下段には課徴金額を記載している。)

番号	保険契約者 ・発注者 違反事業者	JERA	コスモ石油	JOGMEC	シャープ	京成電鉄	警視庁	東京都	仙台国際空港	東急	合計
1	三井住友海上	○ 4億3621万円	○ 6394万円	○ 1億7286万円	○ 1億4505万円	○ 6708万円	○ —	○ —	○ —	○ —	9件 8億8514万円
2	損保ジャパン	○ 2億9050万円	○ 1億2142万円	○ 1億4429万円	○ 5517万円	○ —	○ 1962万円	○ 1698万円	○ —	○ —	9件 6億4798万円
3	あいおい	○ 3億3360万円	○ 1億5128万円	○ 1億5128万円	○ —	○ 2152万円	○ —	○ —	○ —	○ —	4件 5億640万円
4	東京海上	○ —	○ —	○ —	○ —	○ 3212万円	○ —	○ —	○ —	○ —	9件 3212万円
5	共立	○ —	○ —	○ —	○ —	○ —	○ —	○ —	○ —	○ —	1件 —
合計		4社 10億6031万円	4社 3億3664万円	4社 3億1715万円	3社 2億22万円	4社 1億2072万円	3社 1962万円	3社 1698万円	3社 —	4社 —	20億7164万円

(注1) 表中の「○」は、その事業者が各件の排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、その事業者が各件の課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注3) 表中の斜線は、その事業者が各件の違反事業者でないことを示している。

株式会社ＪＥＲＡを保険契約者とする損害保険の引受損害保険会社に対する
排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等

番号	違反事業者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
		課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	三井住友海上火災保険株式会社	○	3 0 %	1 0 % (注 5)	2 0 %
		4 億 3621 万円			
2	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	○	3 0 %	1 0 % (注 5)	2 0 %
		3 億 3360 万円			
3	損害保険ジャパン株式会社	○	6 0 %	2 0 %	4 0 %
		2 億 9050 万円			
4	東京海上日動火災保険株式会社	○	免除	免除	—
		—			
合計		4 社			
		10 億 6031 万円			

- (注1) 各違反事業者名については、以下、「三井住友海上」、「あいおい」、「損保ジャパン」及び「東京海上」という。
- (注2) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。
- (注3) 表中「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。
- (注4) 表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「—」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。
- (注5) 番号1及び2の事業者は、共同して、課徴金減免申請を行った者である。

2 違反行為の概要（詳細は別添2令和6年（措）第10号排除措置命令書参照）

三井住友海上、あいおい、損保ジャパン及び東京海上の4社（以下「4社」という。）は、遅くとも令和2年1月22日以降、本件財物・利益保険^(注6)^(注8)について、株式会社ＪＥＲＡ（以下「ＪＥＲＡ」という。）が所有する施設における事故に伴う保険金の支払により悪化する収支の改善を図るため

(1) 見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持する

旨の合意の下に

(2)ア 各社の営業担当者による会合を開催するなどして、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整する

イ 見積り合わせにおいて、前記アで調整した水準で保険料を提示する

ウ マーシュブローカー^(注9)ジャパン株式会社（以下「マーシュブローカー^(注9)ジャパン」という。）又はエーオン^(注10)ジャパン株式会社（以下「エーオン^(注10)ジャパン」という。）との保険料の交渉状況について、4社間で情報交換を行い、当該情報交換を踏まえて、保険料の交渉を行う

などにより、保険料を引き上げ又は維持できるようにしていた。

これにより、4社は、公共の利益に反して、本件財物・利益保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

- (注6) 「本件財物・利益保険」とは、ＪＥＲＡが見積り合わせの方法により発注する財物・利益保険^(注7)のうち、1回の事故につき保険金の支払限度額を1500億円とする保険をいう。

(注7)「財物・利益保険」とは、JERA及び本件特別目的会社(JERAが出資する、JERAパワー武豊合同会社、株式会社常陸那珂ジェネレーション、JERAパワー姉崎合同会社及びJERAパワー横須賀合同会社をいう。)所有の全発電所等を対象とし、財物補償及び利益補償等を内容とする損害保険であって、JERAが「企業総合保険」又は「企業総合補償保険」と称して損害保険会社との間で契約するものをいう。

(注8) JERAは、本件財物・利益保険を共同保険の形式により発注していた。

(注9) マーシュブローカージャパンは、本件財物・利益保険の平成31年4月から令和4年4月までの更改において、JERAから委託を受けた保険仲立人(保険契約の締結の媒介であって生命保険募集人、損害保険募集人及び少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。))をいう。)として、保険契約の締結の媒介等を行っていた。

(注10) エーオンジャパンは、本件財物・利益保険の令和5年4月の更改において、JERAから指名を受けた損害保険代理店(損害保険会社からの委託又は当該委託を受けた者からの再委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。))であって、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう。)として、保険契約の締結の媒介等を行っていた。

3 排除措置命令の概要

(1) 4社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 前記2の行為を既に行っていないことを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、JERAを保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料を決定せず、自主的に決めること。

(2) 4社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く3社並びにJERA、マーシュブローカージャパン及びエーオンジャパンに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(3) 4社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、JERAを保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて保険料を決定してはならない。

(4) 4社は、それぞれ、次のアからウまでの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記(3)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

ア 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査

イ 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定(損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定)

ウ 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

(5) 4社は、それぞれ、前記(1)、(2)及び(4)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

4 課徴金納付命令の概要

三井住友海上、あいおい及び損保ジャパンは、令和7年6月2日までに、それぞれ前記1の「課徴金額」欄記載の額(総額10億6031万円)を支払わなければならない。

コスモ石油株式会社を保険契約者とする損害保険の引受損害保険会社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等

番号	違反事業者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
		課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	○ 1 億 5128 万円	5 0 %	1 0 % (注 5)	4 0 %
2	損害保険ジャパン株式会社	○ 1 億 2142 万円	6 0 %	2 0 %	4 0 %
3	三井住友海上火災保険株式会社	○ 6394 万円	5 0 %	1 0 % (注 5)	4 0 %
4	東京海上日動火災保険株式会社	○ —	免除	免除	—
合計		4 社			
		3 億 3664 万円			

(注 1) 各違反事業名については、以下、「あいおい」、「損保ジャパン」、「三井住友海上」及び「東京海上」という。

(注 2) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注 3) 表中「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注 4) 表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「—」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

(注 5) 番号 1 及び 3 の事業者は、共同して、課徴金減免申請を行った者である。

2 違反行為の概要（詳細は別添 2 令和 6 年（措）第 11 号排除措置命令書参照）

あいおい、損保ジャパン、三井住友海上及び東京海上の 4 社（以下「4 社」という。）

は、各社の営業課長による会合及び営業担当者による会合を開催するなどし、遅くとも令和 2 年 7 月 3 日以降、本件製油所包括保険^(注 6)^(注 7)について

(1) 見積り合わせにおいて各社が提示する保険料、保険料率及び提供可能なキャパシティ^(注 8)（以下「保険料等」という。）を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持する

旨の合意の下に

(2)ア 1 年に 1 回行われる地震保険の見積り合わせにおいて各社が提示する保険料率及び提供可能なキャパシティを調整する

イ 3 年に 1 回行われる火災保険及び利益保険の見積り合わせによって決まる各社の引受割合及び保険料が、翌年度以降に相対交渉の方法により発注される当該保険の引受割合及び保険料に影響することを踏まえ、当該見積り合わせにおいて各社が提示する保険料を調整する

ウ 地震保険、火災保険及び利益保険の見積り合わせにおいて、前記ア及びイで調整した保険料等を提示する

ことにより、各社の引受割合及び保険料の水準を維持できるようにしていた。

これにより、4 社は、公共の利益に反して、本件製油所包括保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注6)「本件製油所包括保険」とは、コスモエネルギーホールディングス株式会社（以下「コスモエネルギーホールディングス」という。）がコスモ石油株式会社（以下「コスモ石油」という。）の製油所を対象に同社に代わって、見積り合わせの方法により発注する地震保険、並びに見積り合わせと相対交渉を併用する方法により発注する火災保険及び利益保険をいう。

(注7) 本件製油所包括保険は、共同保険の形式により発注されていた。

(注8)「提供可能なキャパシティ」とは、損害保険会社1社が一つの損害保険に関して、支払義務を引き受けることのできる補償額の上限値をいう。

3 排除措置命令の概要

(1) 4社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 前記2の行為を既に行っていないことを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、コスモ石油を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、各社が提示する保険料等を決定せず、自主的に決めること。

(2) 4社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く3社並びにコスモ石油、コスモエネルギーホールディングス、エーオンジャパン株式会社及び株式会社コスモトレードアンドサービス^(注9)に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(3) 4社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、コスモ石油を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて保険料等を決定してはならない。

(4) 4社は、それぞれ、次のアからウまでの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記(3)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

ア 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査

イ 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）

ウ 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

(5) 4社は、それぞれ、前記(1)、(2)及び(4)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

(注9) コスモエネルギーホールディングスは、地震保険、火災保険及び利益保険の見積り合わせについては、損害保険代理業を営むエーオンジャパン株式会社を、また、火災保険及び利益保険の相対交渉については、同業を営む株式会社コスモトレードアンドサービスを、それぞれ、介して行っていた。

4 課徴金納付命令の概要

あいおい、損保ジャパン及び三井住友海上は、令和7年6月2日までに、それぞれ前記1の「課徴金額」欄記載の額（総額3億3664万円）を支払わなければならない。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構を保険契約者とする損害保険の
引受損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等

番号	違反事業者	排除措置命令		課徴金減免制度の適用	
		課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	三井住友海上火災保険株式会社	○	3 0 %	1 0 %	2 0 %
		1 億 7286 万円			
2	損害保険ジャパン株式会社	○	6 0 %	2 0 %	4 0 %
		1 億 4429 万円			
3	東京海上日動火災保険株式会社	○	免除	免除	—
		—			
4	共立株式会社（注6）	○	— （注7）	— （注7）	—
		—			
合計		4 社			
		3 億 1715 万円			

（注1）各違反事業者名については、以下、「三井住友海上」、「損保ジャパン」、「東京海上」及び「共立」という。

（注2）表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

（注3）表中「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

（注4）表中「課徴金減免制度の適用」欄及び「申請順位に応じた減免率」欄の「—」は、その事業者が課徴金減免制度の適用事業者でないことを示している。

（注5）表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「—」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

（注6）番号4の事業者は、番号1ないし番号3の事業者から委託を受けた損害保険代理店として、保険契約の締結の媒介等を行っていた者である。

（注7）番号4の事業者は、課徴金減免申請を行った者であるが、令和元年改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額及び独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象とはなっていない。

2 違反行為の概要（詳細は別添2令和6年（措）第12号排除措置命令書参照）

三井住友海上、損保ジャパン及び東京海上の3社（以下、後記3(2)を除き「3社」という。）並びに共立の4社（以下「4社」という。）は、遅くとも令和2年8月26日以降、本件備蓄基地保険^{（注8）}^{（注9）}について、自社の利益を確保するため

(1)ア 3社は、共立を介して入札保険料及び共同保険の引受けに同意する保険料の最低額（以下「入札保険料等」という。）を決定し、入札において、3社が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにする

イ 共立は、3社が入札保険料等を決定できるように協力する

旨の合意の下に

(2)ア 共立は、3社が入札保険料等に係る情報を適時に3社から入手し、他の2社に共有する

イ 3社は

(ア) 共立を介して入札保険料等を決定する

(イ) 入札において、前記(ア)で決定した入札保険料を提示するとともに、3社以外の損害保険会社が3社よりも低い入札保険料を提示してきた場合において、

当該提示額が前記(7)で決定した共同保険の引受けに同意する保険料の最低額を下回るときには、当該入札保険料による共同保険の引受けに同意しないことにより、3社が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにしていた。

これにより、4社は、公共の利益に反して、本件備蓄基地保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注8)「本件備蓄基地保険」とは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(以下「JOGMEC」という。)が一般競争入札の方法により発注する、JOGMECが管理する国家石油・石油ガス備蓄基地等を対象とする企業財産包括保険、火災通知保険、土木構造物保険及び総合賠償責任保険をいう。

(注9) JOGMECは、本件備蓄基地保険を共同保険の形式により発注していた。

3 排除措置命令の概要

(1) 3社は、次のア及びイの事項を、共立は、次のア及びウの事項を、それぞれ、取締役会において決議しなければならない。

ア 前記2の行為を既に行っていないことを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、JOGMECを保険契約者とする損害保険について、入札保険料等を決定せず、自主的に決めること。

ウ 今後、3社又は他の損害保険会社に対し、JOGMECを保険契約者とする損害保険について、入札保険料等を共有しないこと。

(2) 4社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く3社及びJOGMECに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(3) 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、JOGMECを保険契約者とする損害保険について、入札保険料等を決定してはならない。

(4) 共立は、今後、3社又は他の損害保険会社に対し、JOGMECを保険契約者とする損害保険について、入札保険料等を共有してはならない。

(5) 3社は、それぞれ、次のアからウまでの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記(3)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

ア 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査

イ 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定(損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定)

ウ 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

(6) 共立は、次のア及びイの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記(4)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

ア JOGMECを保険契約者とする損害保険契約の締結の代理又は媒介に関する独占禁止法の遵守についての、JOGMECを保険契約者とする損害保険の営

業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査

イ 独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定

(7) 3社は、それぞれ、前記(1)、(2)及び(5)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

(8) 共立は、前記(1)、(2)及び(6)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

4 課徴金納付命令の概要

三井住友海上及び損保ジャパンは、令和7年6月2日までに、それぞれ前記1の「課徴金額」欄記載の額（総額3億1715万円）を支払わなければならない。

シャープ株式会社を保険契約者とする損害保険の引受損害保険会社に対する
排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等

番号	違反事業者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
		課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	三井住友海上火災保険株式会社	○	5 0 %	1 0 %	4 0 %
		1 億 4505 万円			
2	損害保険ジャパン株式会社	○	6 0 %	2 0 %	4 0 %
		5517 万円			
3	東京海上日動火災保険株式会社	○	免除	免除	—
		—			
合計		3 社			
		2 億 22 万円			

(注1) 各違反事業者名については、以下、「三井住友海上」、「損保ジャパン」及び「東京海上」という。

(注2) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注3) 表中「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注4) 表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「—」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

2 違反行為の概要（詳細は別添2令和6年（措）第13号排除措置命令書参照）

三井住友海上、損保ジャパン及び東京海上の3社（以下「3社」という。）は、遅くとも令和2年8月28日以降、本件マリン保険^(注5)^(注6)について

(1) 各社の見積保険料を調整することによって保険料の水準を維持する旨の合意の下に

(2) 3社の営業担当者による会合を開催するなどして

ア 三井住友海上^(注7)が定めた見積保険料の水準を共有し、当該水準を基準として各社の見積保険料を決定する

イ 前記アの決定に当たっては、各社の見積保険料のうち、三井住友海上の見積保険料が最も低くなるように調整する

ウ 前記ア及びイで調整した見積保険料を提示する

ことにより、保険料の水準を維持できるようにしていた。

これにより、3社は、公共の利益に反して、本件マリン保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注5) 「本件マリン保険」とは、シャープ株式会社（以下「シャープ」という。）を保険契約者とし、保管中又は輸送中のシャープ製品等を補償対象とする損害保険であって、シャープから指名を受けたマーシュジャパン株式会社（以下「マーシュジャパン」という。）により「SHARP GLOBAL STP PROGRAM」という名称で見積り合わせされるものをいう。

(注6) シャープは、本件マリン保険を共同保険の形式により発注していた。

(注7) 三井住友海上は、毎年、本件マリン保険の幹事会社に指定されていた。

3 排除措置命令の概要

(1) 3社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 前記2の行為を既に行っていないことを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、シャープを保険契約者とする損害保険の見積保険料を決定せず、自主的に決めること。

(2) 3社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く2社並びにシャープ及びマーシュジャパンに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(3) 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、シャープを保険契約者とする損害保険の見積保険料を決定してはならない。

(4) 3社は、それぞれ、次のアからウまでの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記(3)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

ア 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査

イ 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあつては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）

ウ 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

(5) 3社は、それぞれ、前記(1)、(2)及び(4)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

4 課徴金納付命令の概要

三井住友海上及び損保ジャパンは、令和7年6月2日までに、それぞれ前記1の「課徴金額」欄記載の額（総額2億22万円）を支払わなければならない。

京成電鉄株式会社を保険契約者とする損害保険の引受損害保険会社に対する
排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等

番号	違反事業者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
		課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	三井住友海上火災保険株式会社	○	60%	20% (注5)	40%
		6708 万円			
2	東京海上日動火災保険株式会社	○	50%	10%	40%
		3212 万円			
3	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	○	60%	20% (注5)	40%
		2152 万円			
4	損害保険ジャパン株式会社	○	免除	免除	—
		—			
合計		4 社			
		1 億 2072 万円			

(注1) 各違反事業者名については、以下、「三井住友海上」、「東京海上」、「あいおい」及び「損保ジャパン」という。

(注2) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注3) 表中「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注4) 表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「—」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

(注5) 番号1及び3の事業者は、共同して、課徴金減免申請を行った者である。

2 違反行為の概要（詳細は別添2令和6年（措）第14号排除措置命令書参照）

三井住友海上、東京海上、あいおい及び損保ジャパンの4社（以下「4社」という。）は、遅くとも令和元年12月25日以降、本件グループ包括保険^{(注6) (注7)}について、保険料等の低落防止等を図るため

(1)ア 予定幹事会社を決定する

イ 予定幹事会社以外の者は、予定幹事会社が幹事会社を選定されるように協力する

ウ 予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約できるようにする旨の合意の下に

(2)ア 前回の見積り合わせにおいて幹事会社となった者を予定幹事会社とする

イ 予定幹事会社が提示する見積金額は予定幹事会社が定め、予定幹事会社以外の者は、予定幹事会社から連絡を受けた当該見積金額よりも高い見積金額を提示する

ことにより、予定幹事会社を決定し、予定幹事会社が幹事会社を選定されるようにするとともに、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約できるようにしていた。

これにより、4社は、公共の利益に反して、本件グループ包括保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注6)「本件グループ包括保険」とは、京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」という。）が「グループ包括保険」の名称により見積り合わせの方法により発注する京成電鉄を保険契約者とする鉄道総合財産保険（京成電鉄並びに同社の子会社及び関連会社の鉄道財産を対象とする損害保険）、鉄道賠償責任保険（京成電鉄並びに同社の子会社及び関連会社の鉄道事業の遂行に伴う損害賠償責任を対象とする損害保険）及び副業総合保険（京成電鉄並びに同社の子会社及び関連会社についての、鉄道財産以外の財産及び鉄道事業以外の事業の遂行に伴う損害賠償責任を対象とする損害保険）をいう。

(注7) 京成電鉄は、本件グループ包括保険を共同保険の形式により発注していた。

3 排除措置命令の概要

- (1) 4社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - ア 前記2の行為を既に行っていないことを確認すること。
 - イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、京成電鉄が見積み合わせの方法により発注する京成電鉄を保険契約者とする損害保険について、予定幹事会社又は見積金額を決定せず、自主的に決めること。
- (2) 4社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く3社並びに京成電鉄及び株式会社京成保険コンサルティング^(注8)に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (3) 4社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、京成電鉄が見積み合わせの方法により発注する京成電鉄を保険契約者とする損害保険について、予定幹事会社又は見積金額を決定してはならない。
- (4) 4社は、それぞれ、次のアからウまでの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記(3)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - ア 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
 - イ 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）
 - ウ 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成
- (5) 4社は、それぞれ、前記(1)、(2)及び(4)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

(注8) 株式会社京成保険コンサルティングは、京成電鉄の完全子会社であり、損害保険代理業を営む者であるところ、4社と損害保険代理店契約を締結し、本件グループ包括保険に係る契約事務等を行っていた。

4 課徴金納付命令の概要

三井住友海上、東京海上及びあいおいは、令和7年6月2日までに、それぞれ前記1の「課徴金額」欄記載の額（総額1億2072万円）を支払わなければならない。

警視庁が発注する損害保険の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等

番号	違反事業者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
		課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	損害保険ジャパン株式会社	○	60%	20%	40%
		1962万円			
2	東京海上日動火災保険株式会社	○	— (注6)	— (注6)	—
		—			
3	三井住友海上火災保険株式会社	○	— (注6)	— (注6)	—
		—			
合計		3社			
		1962万円			

(注1) 各違反事業者名については、以下、「損保ジャパン」、「東京海上」及び「三井住友海上」という。

(注2) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注3) 表中「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注4) 表中「課徴金減免制度の適用」欄及び「申請順位に応じた減免率」欄の「—」は、その事業者が課徴金減免制度の適用事業者でないことを示している。

(注5) 表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「—」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

(注6) 番号2及び3の事業者は、課徴金減免申請を行った者であるが、独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象とはなっていない。

2 違反行為の概要（詳細は別添2令和6年（措）第15号排除措置命令書参照）

損保ジャパン、東京海上及び三井住友海上の3社（以下「3社」という。）は、遅くとも令和4年3月2日以降、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 損保ジャパンを受注予定者とする

イ 損保ジャパンが提示する入札価格は損保ジャパンが定め、損保ジャパン以外の者は、損保ジャパンが定めた価格で受注できるよう、当該価格を上回る入札価格を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、3社は、公共の利益に反して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

3 排除措置命令の概要

(1) 3社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 前記2の行為を既に行っていないことを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、警視庁が発注する損害保険について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

- (2) 3社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く2社及び警視庁に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (3) 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、警視庁が発注する損害保険について、受注予定者を決定してはならない。
- (4) 3社は、それぞれ、次のアからウまでの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記(3)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- ア 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、官公需の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
- イ 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）
- ウ 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成
- (5) 3社は、それぞれ、前記(1)、(2)及び(4)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

4 課徴金納付命令の概要

損保ジャパンは、令和7年6月2日までに、1962万円を支払わなければならない。

東京都が発注する都立病院を対象とする損害保険の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等

番号	違反事業者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
		課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	損害保険ジャパン株式会社	○	60%	20%	40%
		1698 万円			
2	東京海上日動火災保険株式会社	○	— (注6)	— (注6)	—
		—			
3	三井住友海上火災保険株式会社	○	— (注6)	— (注6)	—
		—			
合計		3 社			
		1698 万円			

(注1) 各違反事業者名については、以下、「損保ジャパン」、「東京海上」及び「三井住友海上」という。

(注2) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注3) 表中「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注4) 表中「課徴金減免制度の適用」欄及び「申請順位に応じた減免率」欄の「—」は、その事業者が課徴金減免制度の適用事業者でないことを示している。

(注5) 表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「—」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

(注6) 番号2及び3の事業者は、課徴金減免申請を行った者であるが、令和元年改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額及び独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額(課徴金の算定の基礎となる売上額)が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象とはなっていない。

2 違反行為の概要(詳細は別添2令和6年(措)第16号排除措置命令書参照)

損保ジャパン、東京海上及び三井住友海上の3社(以下「3社」という。)は、遅くとも平成31年3月7日以降、東京都が希望制指名競争入札の方法により発注する都立病院^(注7)を対象とする病院賠償責任保険^(注8)(以下「東京都発注の病院賠償責任保険」という。)について

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 損保ジャパンを受注予定者とする

イ 損保ジャパンが提示する入札価格は損保ジャパンが定め、損保ジャパン以外の者は、損保ジャパンが定めた入札価格で受注できるよう、当該価格を上回る入札価格を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、3社は、公共の利益に反して、東京都発注の病院賠償責任保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注7) 「都立病院」とは、東京都立広尾病院、東京都立大塚病院、東京都立駒込病院、東京都立墨東病院、東京都立多摩総合医療センター、東京都立神経病院、東京都立小児総合医療センター及び東京都立松沢病院をいう。

(注8) 「病院賠償責任保険」とは、対象となる病院における医療上の事故、建物及び施設の使用又は管理における事故、医療行為以外の業務上の事故並びに給食等の事故により、病院の開設者が支出した損害賠償金、訴訟費用等の諸費用をてん補することを内容とするものをいう。

3 排除措置命令の概要

- (1) 3社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - ア 前記2の行為を既に行っていないことを確認すること。
 - イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都及び地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「東京都立病院機構」という。）^(注9)が発注する損害保険について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。
- (2) 3社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く2社並びに東京都及び東京都立病院機構に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (3) 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都及び東京都立病院機構が発注する損害保険について、受注予定者を決定してはならない。
- (4) 3社は、それぞれ、次のアからウまでの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記(3)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - ア 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、官公需の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
 - イ 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）
 - ウ 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成
- (5) 3社は、それぞれ、前記(1)、(2)及び(4)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

（注9）東京都立病院機構は、令和5年度以降、都立病院を対象とする病院賠償責任保険を発注している。

4 課徴金納付命令の概要

- 損保ジャパンは、令和7年6月2日までに、1698万円を支払わなければならない。

仙台国際空港株式会社を保険契約者とする損害保険の引受損害保険会社に対する排除措置命令について

1 違反事業者、排除措置命令の対象事業者等

番号	違反事業者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用
		課徴金額	
1	損害保険ジャパン株式会社	○ —	免除
2	東京海上日動火災保険株式会社	○ —	— (注5)
3	三井住友海上火災保険株式会社	○ —	—
合計		3社 —	

(注1) 各違反事業者名については、以下、「損保ジャパン」、「東京海上」及び「三井住友海上」という。

(注2) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注3) 表中「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注4) 表中「課徴金減免制度の適用」欄の「—」は、その事業者が課徴金減免制度の適用事業者でないことを示している。

(注5) 番号2の事業者は、課徴金減免申請を行った者であるが、算出された課徴金の額が100万円未満であったため、独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象とはなっていない。

2 違反行為の概要（詳細は別添2令和6年（措）第17号排除措置命令書参照）

損保ジャパン、東京海上及び三井住友海上の3社（以下「3社」という。）は、企業財産包括保険^(注6)、土木構造物保険^(注7)及び空港管理者賠償責任保険^(注8)（以下、これらを「本件損害保険」という。）^(注9)に係る令和元年7月1日更改の保険契約の締結以降、地震特約の対象となる地震による損害が発生し保険金の支払が増加していたことなどから、3社の営業担当者が、電話で令和4年7月1日更改の保険契約（以下「令和4年更改契約」という。）における本件損害保険の地震特約に係る保険期間について情報交換を行った上で、令和4年5月13日、東京都中央区に所在のカラオケ店で会合を開催して、令和4年更改契約における本件損害保険について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げること及び地震特約に係る保険期間を1年とすることを合意した。

これにより、3社は、公共の利益に反して、令和4年更改契約における本件損害保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注6) 「企業財産包括保険」とは、仙台国際空港株式会社（以下「仙台国際空港」という。）が企業財産包括保険と称して損害保険会社との間で契約する企業向け損害保険であって、火災や水災等の事故に起因して発生した、空港航空保安施設、旅客ビル施設等に関する損害の補償及び休業補償を内容とするものをいう。

(注7) 「土木構造物保険」とは、仙台国際空港が土木構造物保険と称して損害保険会社との間で契約する企業向け損害保険であって、落雷や水災等の事故に起因して発生した道路、駐車場施設、地下埋設物等に関する損害の補償を内容とするものをいう。

(注8) 「空港管理者賠償責任保険」とは、仙台国際空港が空港管理者賠償責任保険と称して損害保険会社との間で契約する企業向け損害保険であって、仙台国際空港の敷地内又はその周辺で行われる業務に関し、施設の瑕疵、管理不備、遂行業務の過失等に基づいて第三者の身体や財産等に与えた損害について、仙台国際空港が負担する賠償責任の補償を内容とするものをいう。

(注9) 仙台国際空港は、本件損害保険を共同保険の形式により発注していた。

3 排除措置命令の概要

- (1) 3社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - ア 前記2の合意が消滅していることを確認すること。
 - イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、仙台国際空港を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料及び保険期間を決定せず、自主的に決めること。
 - ウ 今後、相互に、又は他の事業者と、仙台国際空港を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料及び保険期間に関する情報交換を行わないこと。
- (2) 3社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く2社並びに仙台国際空港及び東急保険コンサルティング株式会社^(注10)に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (3) 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、仙台国際空港を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて保険料及び保険期間を決定してはならない。
- (4) 3社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、仙台国際空港を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料及び保険期間に関する情報交換を行ってはならない。
- (5) 3社は、それぞれ、次のアからウまでの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記(3)及び(4)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - ア 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
 - イ 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）
 - ウ 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成
- (6) 3社は、それぞれ、前記(1)、(2)及び(5)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

(注10) 東急保険コンサルティング株式会社は、令和4年更改契約における本件損害保険に関する損害保険代理店である。

東急株式会社を保険契約者とする損害保険の引受損害保険会社に対する排除措置命令について

1 違反事業者、排除措置命令の対象事業者等

番号	違反事業者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用
		課徴金額	
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	○ —	— (注5) (注6)
2	損害保険ジャパン株式会社	○ —	— (注5)
3	東京海上日動火災保険株式会社	○ —	— (注5)
4	三井住友海上火災保険株式会社	○ —	— (注5) (注6)
合計		4 社	
		—	

(注1) 各違反事業者名については、以下、「あいおい」、「損保ジャパン」、「東京海上」及び「三井住友海上」という。

(注2) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注3) 表中「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注4) 表中「課徴金減免制度の適用」欄の「—」は、その事業者が課徴金減免制度の適用事業者でないことを示している。

(注5) 番号1ないし4の事業者は、課徴金減免申請を行った者であるが、独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象とはなっていない。

(注6) 番号1及び4の事業者は、共同して、課徴金減免申請を行った者である。

2 違反行為等の概要（詳細は別添2 令和6年（措）第18号排除措置命令書参照）

(1) 合意の成立等

あいおい、損保ジャパン、東京海上及び三井住友海上の4社（以下「4社」という。）は、企業財産包括保険^(注7)及び企業総合賠償責任保険^(注8)（以下、これらを「本件損害保険」という。）^(注9)に係る令和2年2月28日更改の保険契約の保険金の支払が増加していたことなどから、4社の営業担当者が、電話、面談等による情報交換を行い、遅くとも令和4年12月7日までに、令和5年2月28日更改の保険契約（以下「令和5年更改契約」という。）における本件損害保険について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げ又は維持することを合意した。

これにより、4社は、公共の利益に反して、令和5年更改契約における本件損害保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注7) 「企業財産包括保険」とは、東急株式会社（以下「東急」という。）が企業財産包括保険と称して損害保険会社との間で契約する企業向け損害保険であって、不測かつ突発的な事故により対象財産に生じた損害の補償を内容とするものをいう。

(注8) 「企業総合賠償責任保険」とは、東急が企業総合賠償責任保険と称して損害保険会社との間で契約する企業向け損害保険であって、被保険者が業務上の事故によって第三者の身体や財産等に与えた損害について負担する賠償責任の補償を内容とするものをいう。

(注9) 東急は、本件損害保険を共同保険の形式により発注していた。

(2) 合意の消滅

東急は、4社が提出した見積りが保険料の事前の調整を想起させるものであったことから、損保ジャパンに対して、保険料の調整に関する疑義を示唆したところ、損保ジャパンは、自社が提出した見積りより低い金額の見積りを提出するとともに、4社による保険料の事前の調整を認めた。

その後、東急は、あいおい、東京海上及び三井住友海上に対して、それぞれ、他の損害保険会社から保険料の調整の事実を確認した旨を告げ、見積りの再提出を求めたところ、あいおい及び三井住友海上は、令和4年12月27日までに、それぞれ、自社が提出した見積りより低い金額の見積りを再提出した。

これらの事実から、前記(1)の合意は、令和4年12月27日以降、事実上消滅しているものと認められる。

3 排除措置命令の概要

- (1) 4社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - ア 前記2(1)の合意が消滅していることを確認すること。
 - イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東急を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料を決定せず、自主的に決めること。
 - ウ 今後、相互に、又は他の事業者と、東急を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料に関する情報交換を行わないこと。
- (2) 4社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く3社並びに東急及び東急保険コンサルティング株式会社^(注10)に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (3) 4社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東急を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料を決定してはならない。
- (4) 4社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、東急を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料に関する情報交換を行ってはならない。
- (5) 4社は、それぞれ、次のアからウまでの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記(3)及び(4)で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - ア 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
 - イ 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）
 - ウ 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成
- (6) 4社は、それぞれ、前記(1)、(2)及び(5)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

(注10) 東急保険コンサルティング株式会社は、令和5年更改契約における本件損害保険に関する損害保険代理店である。

2023年12月19日
三井住友海上火災保険株式会社

公正取引委員会による立入検査について

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：船曳 真一郎）は、本日、特定の法人のお客さまを契約者とする保険契約に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。

当社は、今回の立入検査を受けた事実を厳粛に受け止め、公正取引委員会の調査に全面的に協力してまいります。

お客さまをはじめ、ご関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

以 上

